

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601265号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700033号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金元帳及びA社における請求期間当時の事業主の陳述により、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が保有する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金元帳において確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601276号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700034号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及びA社における請求期間当時の事業主の陳述により、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が保有する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しにおいて確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601264号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700035号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額に係る記録を69万7,000円とすることが必要である。

平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2006年12月度賞与明細」並びに同社から提出された平成18年度下期賞与の支給に係る社内通達文書により、請求者は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に届け出られたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる賞与額から69万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601228号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700036号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を25万6,000円、同年8月2日の標準賞与額を26万3,000円、同年12月1日の標準賞与額を23万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。年3回の賞与が支払われたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録、A社の元経理担当者の陳述並びに平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするC社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に25万6,000円、同年8月2日に26万3,000円及び同年12月1日に23万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年4月1日の賞与について、A社からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について

回答が得られず、C社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、同年8月2日及び同年12月1日の賞与については、A社及びC社は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601328号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700037号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を12万4,000円、同年8月2日の標準賞与額を6万3,000円、同年12月1日の標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。年3回の賞与が支払われたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録、A社の元経理担当者の陳述並びに平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするC社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に12万4,000円、同年8月2日に6万3,000円及び同年12月1日に11万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年4月1日の賞与について、A社からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について

回答が得られず、C社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、同年8月2日及び同年12月1日の賞与については、A社及びC社は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。